

潜水器漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
潜水器（とさかのり）	【点の位置】 基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点 基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持濬共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位124度0分の線及び基点乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ濬及び赤濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域）。	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者
	(ア) 宿毛市沖の島、黒濬、二並島、裸島、三ノ瀬島及び室濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,087号及び共第2,088号の漁場区域）。 (イ) 宿毛市沖の島町母島白岩崎宴濬共同漁業権境界基点から同市沖の島町姫島きれたおを見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権のうち	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者

	共第 2, 089 号の漁場区域)				
潜水器	【点の位置】 基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（野根漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1, 002号の漁場区域）	4 月 1 日 から 8 月 31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位112度30分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合椎名支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1, 004号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位106度0分	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合三津支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域）				
	【点の位置】 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位106度0分の線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合高岡支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,006号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点A 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点 基点B 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点 基点C 室戸市室戸岬町室戸岬水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 【区域】 基点Aから磁針方位132度0分の線及び基点Bから磁針方位226度0分の線により区切られた海域中基点A B間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域	10月1日から翌年8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	【点の位置】 基点A 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点 基点B 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点 基点C 室戸市室戸岬町室戸岬水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点 【区域】 基点Bから磁針方位226度0分の線及び基点Cから磁針方位231度0分の線により区切られた海域中基点B C間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び香南市夜須町手結岬灯台から浦戸瀬県漁場基点を見通した線に至る海域中距岸100メートル以内の区域	5月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者